

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 保護の実施に関する事務2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務4 保護の停止又は廃止に関する事務5 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務6 保護に要する費用の返還に関する事務7 徴収金の徴収に関する事務 <p>※医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none">・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市役所福祉部生活支援課 〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地 0545-55-2758
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市役所福祉部生活支援課 〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地 0545-55-2758

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5①	福祉部福祉総務課	福祉部生活支援課	事後	平成29年4月1日に組織変更したため
平成29年4月1日	I-5②	福祉総務課長 小林 浩幸	生活支援課長 白川 安俊	事後	平成29年4月1日に組織変更したため
平成29年4月1日	I-7	富士市役所福祉部福祉総務課	富士市役所福祉部生活支援課	事後	平成29年4月1日に組織変更したため
平成29年4月1日	I-8	富士市役所福祉部福祉総務課	富士市役所福祉部生活支援課	事後	平成29年4月1日に組織変更したため
平成30年4月1日	I-5①	福祉部生活支援課	福祉子ども部生活支援課	事後	平成30年4月1日に組織変更したため
平成30年4月1日	I-7	富士市役所福祉部生活支援課	富士市役所福祉子ども部生活支援課	事後	平成30年4月1日に組織変更したため
平成30年4月1日	I-8	富士市役所福祉部生活支援課	富士市役所福祉子ども部生活支援課	事後	平成30年4月1日に組織変更したため
平成31年1月15日	IVリスク対策		追加	事後	評価書様式の変更のため
平成31年1月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活支援課長 白川 安俊	生活支援課長	事後	評価書様式の変更のため
令和1年6月16日	I-1②	5 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務	5 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	令和元年6月16日に特定個人情報名の変更があったため
令和2年12月1日	II-1	平成27年9月30日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	評価の再実施のため
令和2年12月1日	II-2	平成27年9月30日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	評価の再実施のため
令和3年9月1日	I-4②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正のため
令和3年9月1日	I-4②	9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項	9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項	事後	番号利用法の改正のため
令和4年12月1日	I-5①	福祉子ども部生活支援課	福祉部生活支援課	事後	令和4年4月1日に組織変更したため
令和4年12月1日	I-7	富士市役所福祉子ども部生活支援課	富士市役所福祉部生活支援課	事後	令和4年4月1日に組織変更したため
令和4年12月1日	I-8	富士市役所福祉子ども部生活支援課	富士市役所福祉部生活支援課	事後	令和4年4月1日に組織変更したため
令和5年6月1日	I-1②		追加	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年6月1日	I-1③		追加	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正